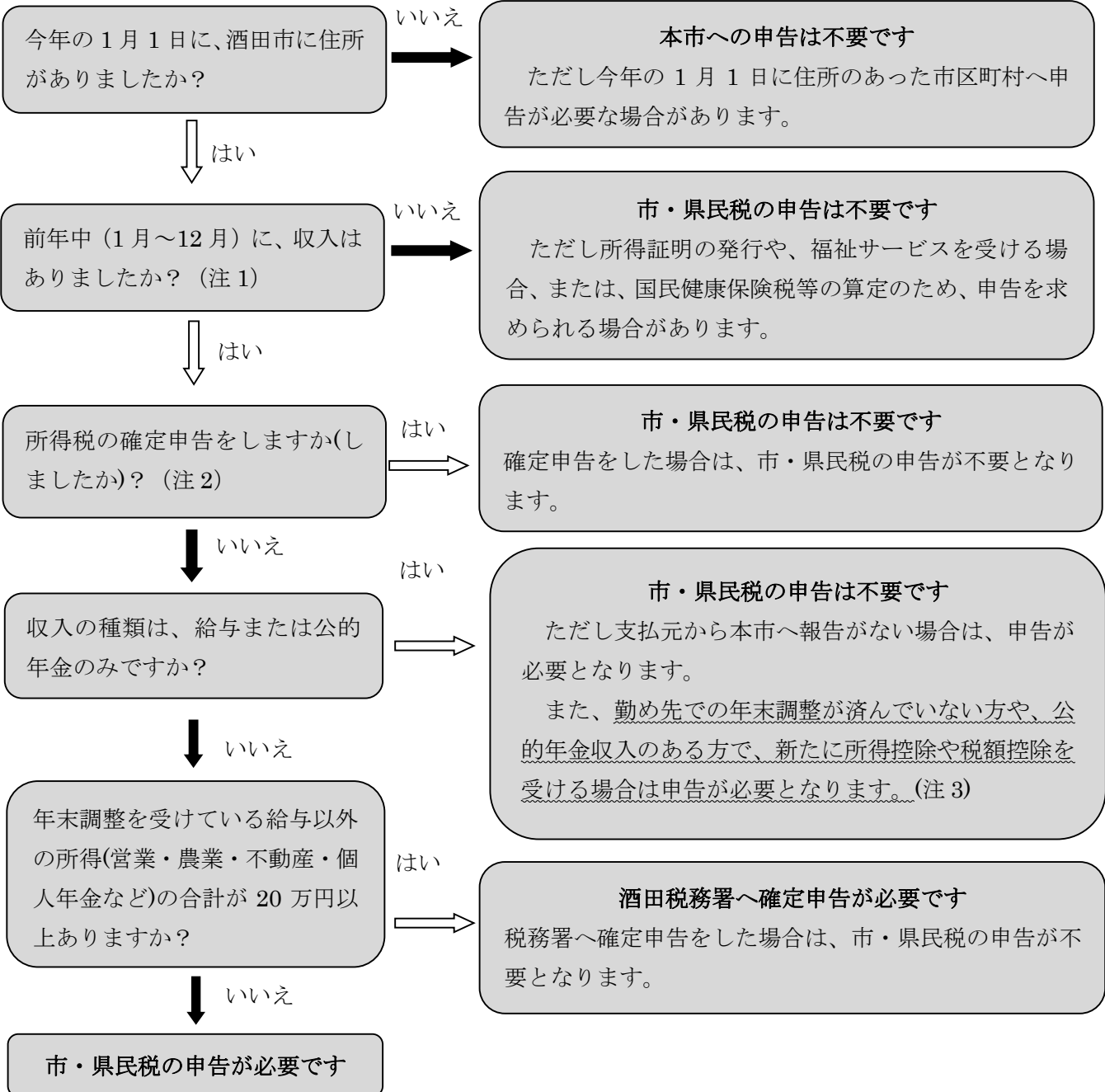


## 申告が必要な方

矢印に従って進むと申告が必要かどうか、必要な場合は市役所と税務署のどちらへ申告するのかがわかります。

### スタート



（注1）失業等給付、労災保険給付、障がい年金及び遺族年金は課税対象の収入となりません。

（注2）次の方は確定申告をする必要があります。詳しくは酒田税務署へ問い合わせてください。

- ・所得金額が所得控除額を超え、所得税を納税しなければならない方
- ・青色申告者
- ・土地や建物を売った方
- ・新たに住宅借入金等特別控除を受ける方

（注3）給与を2箇所以上からもらっている人で、年末調整を受けていない給与収入が20万円を超える人は確定申告が必要です。